

# 元和九年（一六三三）閏八月二十日の津軽信枚金山定書状について

長谷川 成一

はじめに

近世津軽領鉾山の開発と経営については、拙稿「尾太以前―近世前期津軽領鉾山の復元と鉾山開発―」（『青森県史研究』第7号 二〇〇二年）にあって、国絵図等をもとに正保期には稼行していたと想定される河原沢金山や、国日記等に依拠して寛文期から稼行していた寒沢銀山などの領内各鉾山について論じた。それに引き続いて発表された、拙稿「延宝・天和期の陸奥国尾太銀銅山―津軽領御手山の繁栄と衰退―」（『人文社会論叢』第12号 人文科学篇 弘前大学人文学部 二〇〇四年）では、弘前藩が領内最大の銀銅山として位置づけ、それまで蓄積していた技術や人材・資金を投入した、十七世紀後半の延宝・天和期における尾太鉾山の稼行の実態を明らかにした。

藩政初期の鉾山に関しては、拙著『日本歴史叢書63 弘前藩』（吉川弘文館 二〇〇四年）において、寛永九年（一六三二）八月十九日、次銀一貫目を礼銀として藩へ献上したという、成田左介宛の乾安傳・服部康成連印黒印状（弘前市成田裕氏蔵）をもとに、これが最も早い時期の領国貨幣の記録であって、領内の銀山からの産銀で製造されたもので

あるとした。したがって寛永期津軽領では、領国貨幣を発行・流通可能な産銀量を継続的に供給・確保できる鉾山が存在したことを物語っている、との見解を述べた。

しかし、初期弘前藩ではどのような鉾山開発の構想を有していたのか、国絵図等に描写された鉾山は、いかなる経緯で開発されたのか等、藩政との関わりや成立期幕藩体制下にあつて強力に推進された鉾山開発の趨勢のなかにどのように位置づけられるのか、等については、史料的な制約もあつて触れることができなかった。

ところが、昨年、右の課題にある程度の見通しを得ることができるようではないかと思われる、新たな史料を目にすることがあった。それは、近刊の『青森県史』や『新編弘前市史』資料編等においても採録してこなかった文書でもあるため、ここでは本誌の紙面を借りて当該文書を紹介することにした。

## 一 津軽信枚金山定書状の紹介

筆者が目にしたのは、平成十七年度『古典籍展観大入札目録』（東京

「古典会 二〇〇五年」に写真版として掲載された、次の文書である。なお、翻刻と校訂に関しては、おおむね青森県史編さんの校訂要領に依拠したことをお断りしておく（筆者は実際に展覧会場に足を運び、文書を手に取り、紙質、形状、花押、印判など、当時の史料と見て疑いないことを確認した）。

「津軽信枚金山定書状」（継紙）元和九年（一六三三）閏八月二十日

金山定

一、津軽中金銀鉛銅山新見立、古間歩攪井只今迄掘せ候山共二

一切其方二任候間、功者なるもの指下、山盛候様ニ仕置被申

付候事、

一、金掘衆普請不成候所者、鍛冶・大工・人夫可申付候事、

一、此方より慥成山奉行二人可申付候間、其方手代衆万可有御相

談候事、

一、藏米之儀ハ金山つるニ付候而より払せ可申候、普請間歩之間

ハ其奉行人手形次第、地下在郷ニて平米ニ山仕・金掘買次

第一可申付候、并其方内衆扶持方切米之儀ハ始終共ニ右同前

平米ニ可申付候事、

一、諸国より参候山衆・金掘之儀、領分へ出入自由ニ可申付候

事、

一、材木・留木・金吹・すみ焼候儀、薪何も其方御用手向能所に

て可申付候事、

一、山衆・金掘共手前ニ取せ候給分儀ハ、鏈わけニ成共、運上山

二成共、其所々見合次第可被申付候事、

一、金山之儀者諸公事成敗之儀、其方指図次第可申付候事、

一、山中諸役所・番所へ其方より銘々相衆、指添可置之事、

一、自国他国者ニよらず对其方不屈慮外仕懸候者於有之者、御理

次第一急度曲事ニ可申付候事、

一、其方上下為用所舟二三艘分ハ可為無役之事、

一、金銀鉛銅并諸役目兼而金山盛候ニ付、山中物成手前ニ納候分

之高二付而、五分一其方へ可進候事、

一、誰人ニ不寄讒言出申者其方へ委相尋可申候、并わきくより

山望候者候共少も承引申間敷候、其段御氣遣有間敷候者

也、

元和九年

津軽越中守（黒印）

閏八月廿日

信枚（花押）

宗岡弥右衛門殿

（カッコ内筆者。）は行替え。＊は紙継ぎの角黒印

右文書は、弘前藩二代藩主津軽信枚が宗岡弥右衛門へ宛てた、金山に関する全一三カ条の定書であり、信枚の印判と花押を据えた真正文書である。ここでは史料名を津軽信枚金山定書状とする（以下、金山定書状と略記）。

花押並びに自署は、江戸幕府から越後への転封を下命され、国元に移転の準備を命じた元和五年六月二十一日の白取瀬兵衛と服部長門へ宛てた津軽信枚書状（国文学研究資料館蔵）のもの（図1）と同じである。

黒印は、元和九年三月八日、革秀寺（同前）へ宛てた寺領宛行状のもの（図2）と同様である。花押・自署・黒印のすべてを記した信杖文書は、従来確認されておらず、当文書がかなり念の入った丁寧な書状であることが判明する。

図1

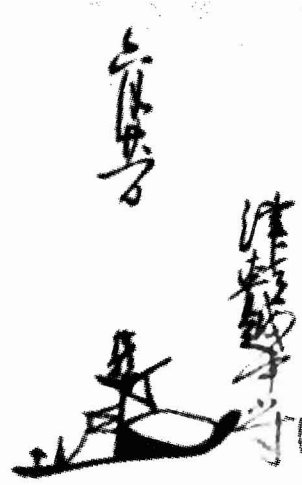


図2



## 二 宗岡弥右衛門に関する考証

金山定書状の宛名の人物は、従来の弘前藩側の史料に見えないことから、この人物に関して、若干の考証を行うことにしたい。

まず基本的な事柄の確認であるが、同文書の差出人は、前述のように弘前藩二代藩主の津軽信枚。宛先は宗岡弥右衛門で、彼の詳細は、全く不明である。ただし、宗岡氏に関しては、次のような事実が分かっている。

慶長四年（一五九九）二月七日の毛利氏重臣佐世石見守書状（吉岡文書、村上直ほか編著『江戸幕府石見銀山史料』雄山閣 一九七八年所収

七一頁）によると、石見国石見銀山の管理を委ねられていた人物として、宗岡弥右衛門（慶長六年ころに徳川氏から「佐渡」の名を拝領）など六人の名前が掲げられている。翌慶長五年、毛利氏から徳川氏へ同銀山の引き渡しが行進しているさなかの史料によると、宗岡等が大久保十兵衛（長安）・彦坂小刑部へ同銀山の諸役銀請納書を提出した（前掲『江戸幕府石見銀山史料』七四～七七頁）。つまり、毛利時代の地役人たちが引き続き大久保長安・彦坂元正のもとで石見銀山の採掘を担当し、宗岡はその一人として活躍していたようだ。

徳川氏は慶長六年（一六〇一）、伊豆湯ガ島（静岡県田方郡天城湯ガ島町）の鉱脈の調査を行なわせたらしく、長安は現地の有能な地役人を鉱山開発に登用しており、宗岡佐渡等は、石見・伊豆・佐渡の銀山における鉱脈の発見や採掘の技術交流に重要な役割を果たしたという（同前八二～八三頁）。このように、宗岡佐渡は、石見銀山の役人から抜擢された人物であって、『大日本古記録 梅津政景日記一』慶長十七年四月二十九日条（岩波書店 一九五三年）ほかによると、当時、佐渡金銀山と平行して採掘されていた秋田藩院内銀山の開発にも関係しており、宗岡は佐渡奉行大久保長安の目代として活躍した（山口啓二『幕藩制成立史の研究』校倉書房 一九七四年一五七頁）。

近世後期の宗岡氏の由緒書によると、宗岡佐渡は、慶長十八年（一六一六）三月十六日に佐渡において死亡した。倅の七左衛門が山主となり、そのまま佐渡相川の米屋町に住んだが、正式の家督は石見の喜兵衛が相続し、石見国銀山御用元締となっている（前掲『江戸幕府石見銀山史料』二五～二六頁）。このように宗岡佐渡は毛利氏以来の石見銀山の伝

統を引継ぎながら、慶長五年以降は大久保長安配下の銀山付地役人として石見や佐渡において重要な役割を果たしたのである。

金山定書状の宛名である宗岡弥右衛門は、大久保長安の目代であった右述の宗岡弥右衛門（後に佐渡）が慶長十八年に死亡しているのも、同一人物とは考えがたい。宗岡佐渡弥右衛門死後の近い時期である元和期に、宗岡一族で弥右衛門を称した人物がいるかどうかは確認できない。

宗岡氏の由緒書に見えるのは、宗岡佐渡の死後、宗岡氏は前述のように二系統に分かれ、佐渡で山主になった七左衛門家と、石見で役人として石見国銀山御用元締に就いた喜兵衛家である。前記宗岡佐渡の院内銀山との関わりや、当時の北東北の鉱山への佐渡からの技術移転の状況（土谷紘子「鉱業技術のネットワーク」長谷川成一・千田嘉博編『日本海域歴史大系 第四巻 近世篇Ⅰ』清文堂出版 二〇〇五年所収 一九九・二〇〇頁）からすれば、石見の喜兵衛家ではなく、佐渡で山主として活躍した七左衛門家の系統に属する人物に該当するのではないかと推察される。

宗岡七左衛門は、慶長九年（一六〇四）、大久保長安が石見・伊豆などから佐渡へ招いた巧者の山師三十六人の中に名前が見え、「佐渡年代記」の承応二年（一六五三）の記事にも、名前が掲げられており（麓三郎『佐渡金銀山史話』丸善 一九五六年 七七・一五九頁）、父佐渡が亡くなった後も佐渡金銀山における有力な山主として活躍していたと考えられる。このような山主の一族と推定される人物が、元和末期における津軽領の鉱山開発に藩主信枚によって招聘されたのである。

### 三 まとめと展望

さて、金山定書状の全一三カ条にわたる各条（第一条は①とし、各条を①～⑬で示した）の要点は、次のようにまとめられよう。

- ① 津軽領内の非鉄金属（金銀鉛銅）鉱山の新たな調査・開発、既存の坑道や稼行中の鉱山の再開発を宗岡に一任する。
- ② 金掘衆が普請できない箇所は、鍛冶・大工・人夫によって普請を実施させる。
- ③ 弘前藩側で山奉行を二人任命するので、宗岡の手代衆と協議をさせる。
- ④ 蔵米は、鉱脈に切り当てた時点で売却するようにする。その間は、奉行の手形で山師・金掘衆は津軽領内の平米（一般の市場米）の購入ができるようにして、宗岡の内衆への扶持方や切米も同様に平米での購入を認める。
- ⑤ 金掘たちの領内出入りは自由とする。
- ⑥ 製錬や坑道普請などの材木は、宗岡が適切と判断した山々から調達して良い。
- ⑦ 山衆や金掘たちの給分は、運上山でも「鏈（鉱石）わけ」でも構わない。
- ⑧ 金山の訴訟や成敗は、宗岡に一任する。
- ⑨ 山中の役所や番所には、宗岡の配下の者を置くようにする。
- ⑩ 宗岡に慮外を企てる者は曲事。
- ⑪ 宗岡の用いる用船は、無役とする。

⑫ 金銀銅鉛の鉱山が盛んになったおりに、納入される山中物成の五分の一を宗岡の取り分とする。

⑬ 宗岡以外に領内鉱山の開発を望む者があつたとしても、それは認めない。

一読して看取されるのは、宗岡弥右衛門に領内の金銀鉛銅など非鉄金属鉱山の開発を一切任せようとする、弘前藩の明確かつ強烈な意図である。また、この文書が発給された以前にも、既存の鉱山に加え稼行中のものも存在したことが示唆されており（第一条）、従来の史料には見えない元和期鉱山の存在が確認されよう。加えて、それらの再開発と新たな見立てと開発を委任しているのであり、宗岡へ開発の独占権を付与した（第一・十三条）と言つても過言ではない。

弘前藩が宗岡に期待した具体的な開発の様子は、弘前藩の山奉行二人と宗岡とその手代・内衆と称される人々が協議して（第三条）鉱山の開発、坑道の維持運営、製錬作業などの実務を取り仕切らせる（第六条）というものである。その上で諸国から入ってくる山師・金掘たちの統制を宗岡らに任せ（第五条）、領内鉱山における裁判権も宗岡に委ねる姿勢（第八条）を示している。また鉱山からあがる山中物成の二〇パーセントを宗岡の取り分とし（第十二条）、領内湊出入りの宗岡の用船は、沖口役の徴収を免除する（第十一条）などの特権を与えた。

山師・金掘衆の給分、つまり鉱山の採掘に関わる経営は、運上山でも「鏈わけ」でもいずれでも構わないとしている（第七条）。運上山は、山師が一定の運上を藩へ納入することで採掘権を得るのであるが、「鏈わけ」については不詳。おそらく、藩と山師との間で採掘された鏈<sup>3</sup>Ⅱ

石もしくは鉱石の販売利益を折半する「掘分山」「荷分山」を指しているのではないかと考えられる。

ところで、津軽信枚が金山定書状を発給した時期の時代状況に触れておこう。この文書発給の二カ月前、元和九年七月十三日、信枚は三代將軍徳川家光の上洛に供奉して入京しており、閏八月八日、家光が江戸へ下向するため出京するまで（『新訂増補 国史大系三九 徳川実紀』第二篇 吉川弘文館 一九六四年 二九九〜三〇五頁）、京都・伏見に滞在したと推定される。滞京中の信枚の動静については史料が乏しく、よく分からない。

しかし、注目されるのは金山定書状発給の六日後の同年閏八月二十六日、弘前藩は大津町年寄の矢嶋藤五郎から銀五〇貫を借用した。同借用証文によると、表書の借入者は乾安齋ら三重臣で、彼らが花押・署名しているが、裏書の方は信枚が花押を据えて銀受領と返済を保証している（『青森県史 資料編 近世1 近世北奥の成立と北方世界』青森県二〇〇一年 八六二号）。彼らは京からの帰途、おそらく大津に滞在して路用銀を町年寄の矢嶋から調達したのである。このことから推測すれば、六日前の二十日に出された金山定書状は、国元津軽ではなく京都ないし上方において信枚が発給した可能性が高い。当時上方において、鉱山開発に関する有力な情報を得ることがあつて、弘前藩では領内鉱山開発を積極的に推進する必要性を痛感した結果、かつて佐渡金銀山で佐渡奉行大久保長安の目代を務めた宗岡佐渡一族の一員である、宗岡弥右衛門という山巧者を起用し、領内鉱山の開発を全面的に委ねる決意をしたのではなからうか。

津軽領にあつては、弘前城築城と城下建設がほぼ一段落した段階で、元和五年（一六一九）の国替え騒動以降、津軽平野中央部の開発や、亀ヶ岡築城計画の取り止めとその後の同地を拠点とした大湯町村派立<sup>1</sup>など、新田開発が積極的になされた時期に該当する（『新編弘前市史 通史編 2 近世1』弘前市 二〇〇二年 一七五～一八一頁）。このような背景からすれば、藩財政基盤の確保という観点に基づいて、新田開発とともに鉱山開発が同時並行的になされたと考えられよう。

周知のように、元和期は凶作が続き飢饉が頻発したことから、農業生産にあまり期待を持たない時期に当たり、加えて津軽領では元和四年正月、下の切地帯（青森県五所川原市飯詰から北部の地域）に降灰があつて田地が荒廃するという事情もあつた（前掲『青森県史』二三三～二三四頁）。このような歴史的背景から見ると、天候や災害に左右される農業生産よりも、鉱山開発による金銀鉛銅の鉱業生産に財政収入の活路を見いだそうと考えたとしても不思議ではない。現に金山定書状に見えるように、津軽領内で稼行していた間歩も存在していたし、隣領の秋田藩や盛岡藩では院内銀山や白根金山などの有力鉱山から産出される金銀が藩財政の有力な資源であつたことは弘前藩でも十分に承知していたはずである。弘前藩を取り巻くさまざまな時代状況のなかで、金山定書状は信枚によつて発給されたと考えるのが妥当であろう。

以上のような歴史的な背景を踏まえて、金山定書状は初期津軽領の鉱山開発の政策基調となつた文書と位置づけたい。

従来の研究史では、尾太銀銅山の開発に先立って、寛文期における寒沢銀山をはじめとする鉱山開発が津軽領内の本格的な鉱業事業の開始と

考えられてきた。

しかし、本文書によつて、それを約四〇年さかのぼる元和期に、津軽領では藩主の主導で初期鉱山開発に着手していたことが判明した。新出文書である金山定書状が、鉱業史のみならず弘前藩の藩政史のなかで持つ歴史的な意味は、今後、さらに追求されなくてはならない。加えて、当該文書が北東北における鉱山開発のなかでどのような意義付けがなされるのか。成り立幕藩体制の鉱山政策にあつて、このような形で全領内的な鉱山の開発・経営のあり方が他領においても認められるのか、もしくは津軽領独自のものなのかどうか、さらに検討を加える必要がある。

#### 注

(1) 同文書は、石塚雄士「弘前市成田裕氏文書」(『弘前大学國史研究』一七号 二〇〇四年 三四頁) 第九号文書に紹介され、写真版も四七頁に掲載されている。詳しくは、そちらを参照されたい。

(2) 金山定書状の三年前、元和六年（一六二〇）に松前から津軽領に入り、秋田へ出たイエズス会宣教師カルワリーユによると、「日本じゆう閑(所)のうちでも通るに最も困難な一つとされ、世のことわざにも津軽の閑は(といわれる)」（一六二〇年「カルワリーユの旅行記」『北方探検記』吉川弘文館 一九六二年所収 七七頁）と記録されている。

津軽の閑とはおそらく碓ヶ閑を指すと思われるが、弘前藩は国内随一の厳重な通行規制を領内にしていた。このような中で、金山定書状第五条にあるように、山師・金掘衆に対して津軽領出入りの自由を認めたのは、彼らを招致したいという弘前藩の意欲がいかに強いものであつたのかを物語っている。

(3) 「黒沢氏至宝要録 上」(『秋田県史』第三冊 秋田県 一九一五年所収)の「四 金山の仕法」の項にも、運上山・掘分山などの記述はあるが、「鏈わけ」の語は見あたらない。山師・金掘の給分という、彼らの収入に関わる、運上山との対比で「鏈わけ」が用いられていることから、掘分山を指すと見るのが妥当ではなからうか。

因みに、慶長九年九月二十五日の大久保長安書状(前掲『江戸幕府石見银山史料』九七〜九八頁)に「分鏈」の文言が見える(この点については、土谷絃子君の教示による)。これは、鏈すなわち鉾石を分け合うこと、もしくは分配した鉾石の意味で用いられている。したがって、「鏈わけ」も同様の含意がある用語と考えてよからう。

(4) 亀ヶ岡築城・廃城と新田開発については、関根達人「津軽氏にみる戦国の城館・元和の城館―種里・大浦・堀越そして亀ヶ岡―」(長谷川成一『平成15年度〜平成17年度科学研究費補助金(基盤研究(C)) (2)』研究成果報告書 津軽氏城跡の発展過程に関する文献資料と遺物資料による研究)二〇〇六年所収)を参照されたい。

(はせがわ・せいいち 弘前大学人文学部教授)

【付記】本稿は、平成15年度〜平成17年度科学研究費補助金基盤研究

(C)(2)による研究成果の一部である。